

様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電 気 通 信 役 務 の 種 類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）	
3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）	
4	国際電話等	国際電話
		国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話	
6	携帯電話	
7	PHS	
8	IP電話	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの
		当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの
9	FMCサービス	
10	インターネット接続サービス（携帯電話・PHS端末インターネット接続サービスであるものを除く。）	
11	FTTHアクセスサービス	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの
		共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの
12	DSLアクセスサービス	
13	FWAアクセスサービス	
14	CATVアクセスサービス	
15	携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス	
16	携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス	
17	フレームリレーサービス	
18	ATM交換サービス	
19	公衆無線LANアクセスサービス	
20	BWAアクセスサービス	
21	IP-VPNサービス	
22	広域イーサネットサービス	
23	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
24	上記1から23までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
25	インターネット関連サービス（IP電話を除く。）	○ 電子メールサービス ホスティングサービス
26	電報	受付及び配達の実務を行う場合
		受付及び配達の実務を行わない場合
27	上記1から26までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

- 注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び3に該当する場合は、この限りでない。
- 2 単純再販の役務のみを提供する場合には右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合には「卸」と記入すること。
- 3 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（1、2、6、7又は8に限る。）により記入すること。
- 4 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」のみ、「上記1から26までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。
- 5 フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務をいう。
- 6 3に定めるもののほか、電気通信役務の種類定義については、電気通信事業報告規則第1条第2項に定めるところによること。
- 7 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。